

# 埼玉の夜明け

巻号 49  
第3号  
通算 153号

団地会  
区委員  
スト玉  
リ埼  
キ教委  
本東社  
関東社

## 第49回 信教の自由と平和を求める二・一一集会

### 『天皇の生前退位と私たちの信仰』

日本同盟基督教団横浜上野町教会牧師 柴田 智悦



二〇一六年八月八日いわゆる天皇のビデオメッセージによって、国政に関する権能を持たない象徴天皇の発言にもかかわらず、翌二〇一七年六月九日に「皇室典範特例法」が制定され、天皇の「生前退位」が決定し、一連の代替わり儀式が総額一六六億円もの国費を投じて行われることになった。今回の「生前退位」をどのように捉えていけばいいのだろうか。

#### 一・憲法の観点から

かつて大日本帝国憲法において第一章は天皇条項だった。「大日

本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(第一条)、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」(第三条)と天皇を現人神として人格化し、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総覽シ此ノ憲法ノ条規ニヨリ之ヲ行フ」(第四条)と、天皇が三権を掌握し、国の主権を持つとしていた。

現行の日本国憲法も第一章が天皇条項ではあるが、かろうじてその地位も国民主権に基づくとしていられる。つまり、主権は国民にあり天皇にはない。「天皇は、日本国の象徴であり、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」(第一条)。天皇は主権者である国民の総意に基づき、象徴の地位にあるに過ぎない。ただ、天皇条項が第一章にあるのは国民主権の民主主義に反するとも言えるが、それでも、あくまで天皇の権

能は制限的なものに過ぎない。そして、第三条では「天皇の国事に關するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」とされ、六条と七条で天皇の行為が列挙され、国事行為は一〇(第六条の内閣総理大臣と最高裁判所長官の任命も含めれば一二)に限られており、国政に関する機能を持たない。つまり、天皇の公的役割は自分の意思ではなく、形式的儀礼的に国事行為を国家機関によって行うのみである。

ところが、現在提出されている自民党憲法改正草案(二〇一二年四月二七日決定)において、「日本国は：国民統合の象徴である天皇を戴く国家」(前文)と謳い、「天皇は、日本国の元首」(第一条)としている(一応「日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」とはなっていない)。さらに、国旗国歌条項(第三条)、元号条項(第四条)が規定されている。議論の中にある第九条も含めて、明治憲法への回帰現象が起こっていると言えるのではないか。

#### 二・国民主権の視点から

さて、明仁天皇によるビデオメッセージによって「生前退位」

という異例の事態が認められ、天皇の代替わり儀式が決定してしまった。そもそも天皇の使命は、皇位の継承にある。今回の生前退位も、「これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていくべきよう、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ、ここに私の気持ちを話しました」と結んでいるように、国民のためというより、結局は皇位の継承という「天皇家の事情」を滞りなく行うために出された発言であった。しかも、「生前退位」を考えたのは「次第に進む身体の衰えを考慮」と「重い務めを果たすことが困難になった場合、どのように身を処していくことが」「良いことであるかにつき、考えるように」なったからである。さらに、その「務め」とは、憲法で定められた国事行為だけではなく、「象徴的行為」という行為、具体的には「遠隔の地や島々への旅」「国内のどこにおいても、その地を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識を持って、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務め」のためである。そのような「象徴的行為」「公的行為」

が続けられないから「生前退位」を考えたのである。しかし、「象徴的行為」「公的行為」は憲法に定められておらず、かえって憲法第一条では、天皇の「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定されている。今後の天皇制をどうするか決めるのは、主権者である国民であつて天皇個人ではない。したがって、これは、明らかに明仁天皇の政治的発言、また政治への介入であり、憲法違反と言えるのではないか。

また、今回の天皇メッセージによって、オウム真理教の元幹部一三名の死刑が執行された。これは「平成の事件は平成のうちに終える」(ある法務省幹部の発言)という国の強い意思の表れだと言われている。天皇の生前退位とそれに基づく新元号制定がなければ、この一三名の死刑はまだ行われなかったかもしれない。自分の発言が、大切に思っている「国民」の死刑を早め、事件の真相解明の道を放棄させてしまったことを天皇は知っているのだろうか。そもそも、たとえ死刑囚であろうと、その命が元号によって左右されてしまふとすれば、それは主権在民とは言えない。

一方で、安倍首相を支持する保守系団体「日本会議」は、皇位継承に伴う新元号を四月一日に事前

公表する首相方針に「遺憾の意」を示す見解を機関誌『日本の息吹』二月号に掲載し、新天皇即位後の新元号決定と交付が本来のあり方だと批判している。保守的陣営の中でも、ねじれ現象が生じている。

三. 政権分離の視点から

新天皇を神格化する神道行事の大嘗祭も、皇室行事として行われるが国費が充てられる。その他の国事行為として行われる一連の儀式も、どれも宗教儀式と考えられ政教分離違反であり、私たちの信教の自由を侵害している。前回の大嘗祭の時には、広く教派を越え

て諸教会が協力し、大嘗祭の国家行事化に対し抗議を表明したが、今回は、そこまでの盛り上がりになっていない。キリスト教会も天皇を再び神格化する社会的雰囲気になりつつかあるのではないかと懸念を示し、「宗教色が強いものを国

主張

「わたしは裸で母の胎を出た。裸でそこに帰ろう。主は与え、主は奪う。主の御名はほめたたえられよ。」 …ヨブ一・二〇

緊急報告二 リーマンショックとは何か。

二〇〇八年のリーマンショックは、米投資銀行のリーマン・ブラザーズが九月に負債総額六、一三〇億ドルの米国史上最大の規模で破綻し、これをきっかけに米国の金融システムに対する不安が広がり、世界同時株安など一九三〇年代の世界大恐慌以来の米国発の金融危機となった。これに伴って、急激な金融収縮が発生、米国を始め世界で需要が急減し、実態経済に波及、各国政府は金融緩和のみならず大規模な財政出動を余儀なくされた。二〇〇八～〇九年の世界金融危機の発端は、米国の低金利を背景に、信用力の低い借り手に住宅ローン(サブプライムローン)を貸し込んだことだった。背景には、それまで数年間の経済の好循環の中で、米国住宅価格が上昇一途の資産バブルがあった。米連邦準備理事会(FRB)はこの現象に対し、金融引き締めなどを経て、〇六年夏をピークに下落に転じたことにより、住宅価格上昇を前提とした低所得者向けの住宅ローンなどが返済不能に陥り、ひいては金融機関の返済不能の増大につながっていく「バブルの崩壊」であった。

この時の金融機関のリスク感度は低下しており、レバレッジ比率の上昇と金融機関当局の慢心があり、「Too big to fail(大き過ぎて潰せない)」という都市伝説があったが、見事に伝説は崩壊した。これに対応すべくサブプライムローンを発行した証券会社は、リスクヘッジとして「サブプライム証券(債券)」を投資家や銀行・ヘッジファンドへ売却することで、「サブプライムローン」の負債

者が破綻した際のリスクを減らすことができると考え、世界中へ「サブプライム証券」の巨額の投資を行い、世界最悪レベルの危機に至った。その影響は、アイスランドのように、世界から集まったマネーが膨大で制御することができず、北の小国として沈んだ国もあり、また、この危機は金融界だけではなく、米国の大手企業、「アメリカのシンボル」であった巨大自動車会社ゼネラル・モーターズの経営破綻にも現われた。

リーマンショック直後、世界は団結し、政策協調や反保護主義を打ち上げた。そして、この危機を経験した各国は、今、堅調な世界経済の中に潜む「将来のリスク」に目を向けている。我が国も、世界好況に支えられた株高や失業率低下に浮かれるだけではなく、金融政策や財政の正常化を怠ったツケが回ってくる前に、「モルヒネ経済」からの脱却を考えるべきである。

費で賄うことが適当かどうか。内廷費で行うべきではないか」と述べた。これも明らかに政治的発言であるが、好意的な受け止められ方が多かった。しかし同時に「大嘗祭自体は絶対にするべきもの」と言っている。それは、私的行為とされる宮中祭祀には、外部からの介入を許さないという意思の表明かもしれない。

四. 信仰の視点から

私たちキリスト者は、唯一の神である主以外の存在を神としない。しかしながら、かつて戦前、戦中、その唯一の神である主と並べて天皇を拝み、神社を参拝し、植民地とした韓国にまで行って、神社参拝は国民儀礼であると主張した。それでも、韓国においては、それは十戒の第一戒と第二戒に反するとして、神社参拝を拒否するキリスト者があり、五十人の殉教者、二千人の捕縛者、二百の教会閉鎖があったと言われている。天皇が神格化されることによつて、あらゆる批判が封じられ、人権が抑圧され、アジアに対する侵略戦争が天皇の名によつて正当化された。この反省が、憲法第二〇条の政教分離原則において明文化された。

時代は新しく移り変わるが、天皇を神格化するような流れも感じ

る。現政権があまりにもひどいので、護憲派からも現在の天皇の人氣は高いものがある。あたかも、昭和天皇の代わりに、追悼の旅に諸外国に出かけているように受け取られる。しかし、現天皇が昭和天皇の戦争責任を謝罪することは決してない。それは天皇制国家の加害の事実から、目をそらせることにならないか。「平成が戦争のない時代として終わろうとしていることに、心から安堵しています」と二〇一八年一月二〇日の記者会見で明仁天皇は語ったが、アメリカ主導の対テロ戦争を自衛隊が後方支援していることをどう見ているのだろうか。

しかも、大嘗祭は天皇を神格化することであつて、十戒の第一戒、第二戒に反する。かつて教会も、神格化された天皇の前に膝を屈めたことを反省し、二度と同じ過ちを犯さないため、イエス・キリストのみを主と告白する決意を新たにしたい。また、この世において「見張り」として立てられている、預言者としての務めを果たしていきたい。

「人の子よ。わたしはあなたをイスラエルの家の見張りとした。あなたは、わたしの口からことばを聞くと、わたしに代わって彼らに警告を与えよ。」(新改訳二〇一七エゼキエル書三三章七節)

## 書評

## 聖書を読んだ30人

鈴木範久著 日本聖書協会

(一六〇〇円・一八二頁)

社会委員会 本間一秀

本書には歴史上、様々な分野で活躍した日本人がキリスト教の信徒であるなしに関わらず、聖書とどう向きあい、生きて来たのかが記されている。意外と思われる人々が聖書との関りを持っていたことが分かり興味を覚える。特に海軍大将山本五十六、「銭形平次」の作者、野村胡堂が紹介されていることには驚いた。鈴木範久氏(立教大学名誉教授)が、一人一人が残した聖書を丹念に調べ、書き上げている。

本書の「はじめに」には「聖書から人々ほどのようなメッセージを汲み上げたのだろうか。本書に収めた人々から判明する点は、まず自己及び人間存在の凝視である。その自己凝視、人間凝視の徹底の上にキリストの十字架の意義に到る人々も少なくない。」と記されている。さらに、本書に収められた人々の人間観が「小さき者、弱き人、貧しき人、病める人、・・・」に對するまなざしとなる。」と大転換となったこと、「世界観、歴史観、社会観、自然観などにも影響を及ぼしている。」と記されている。本書に記された三〇人の内、

夏目漱石の文学と田中正造の社会運動と関連しながら、感想を述べることにより書評としたい。

『我が罪』の「ありか」―夏目漱石、夏目漱石の代表作「三四郎」の登場人物「美禰子」が三四郎に告げた言葉「我が罪は常に我が前にあり」に筆者は着目する。当時の聖書から詩編五一編の引用と解釈したが、「日本聖公会祈祷書」からの引用と結論する。漱石が用いた英文聖書には、「男と女」「親と子」、結婚に関する聖句に多くの線が付されていることから、「漱石と聖書との関係は、男女、夫婦をめぐる問題、そこに集約される人間の罪の問題であった」とし、「この視点から漱石の文学と聖書の関係を改めて見直す必要がある」としている。

こうした論点に立つて見ると、私は夏目漱石の「三四郎」「それから」「門」「こころ」「虞美人草」・・・多くの小説を読んで来たが、「もし漱石がキリスト教信仰を持っていたら、人間の罪の表現をより深く掘り下げた作品を描いていただろう」と推測出来るのではないかと思えてならない。「こころ」に登場する先生の書生Kに對する言葉、「死んだつもりで生きて来ました」は「キリストの赦しを願うのみです」に変わるのだろうか?等と推測してみるのも面白いのではないか。次に『「さんげ洗礼」を求めて』

―田中正造である。足尾鋳毒事件に關しては五年前と昨年と二回、教区の社会活動協議会の研修会で学んだ。鋳毒反対運動の尽力者、田中正造の遺物には聖書があった。正造は苦悩する農民に寄り添い聖句を用いて励ました。筆者は正造が愛用した聖書マタイ六・九―一三、「主の祈り」の箇所に着目した。主の祈りの「神の国の実現と到来の祈り」と「負い目への赦しが請われている」ことに着目しているのである。そして、絶筆となった召天日、前日の日記を次の様に紹介している。「悪魔を退くるの力なきはその身また悪魔なればなり、ここに於いてか懺悔洗礼を要す。」田中正造の立派な信仰告白であると信じた。もし私が正造の時代に居たら受洗を薦めていたことは間違いないことである。

「本屋大賞」を受賞した話題作である。

### 天皇「代替わり」問題とキリスト者

所沢みくに教会 稲 正樹  
「昼も夜も決して黙してはならない。主に思い起していただく役目の者よ。決して沈黙してはならない。」(イザヤ書六二章六節)

日本キリスト改革派教会は、二〇一八年一〇月一〇日に「天皇『代替わり』の諸行事に關して政

教分離と国民主権の原則を厳守するよう求める声明」を発表しました。その理由は以下のとおりです。

政府は、二〇一九年四月三〇日から約一年をかけて行われる天皇「代替わり」諸行事を、三〇年前の裕仁天皇の代替わりの時と同様、天皇を現人神とする戦前の国家神道体制下で定められた旧皇室典範と登極令を踏襲し、皇室神道の儀式として行おうとしています。

このような神道的儀式を国事行為として行い、そこに国費を支出することは、日本国憲法の政教分離、国民主権の原則に根本から反します。さらに、イエス・キリストを「すべてのものの上にある頭」(エフェソ書一章二二節)、「地上の王たちの支配者」(黙示録六一章五節)であり、教会と国家の主であると告白する私たちキリスト者にとっては、まさに信教の自由、良心の自由への侵害に他なりません。なぜなら、国事行為として行い、国費(国民の税金)を支出すということは、憲法における主権者であり、納税者である私たち国民全体の権利を無視することであり、さまざまな宗教的立場にある国民がなら同意抜きで、そのような儀式に強制的に参加させられることになるからです。

私たちは、教会全体として、今回の天皇「代替わり」行事に對し、政教分離と国民主権の原則を厳守することを政府に強く求める

と共に、「代替わり」行事の内、特に神道神話に基づいて、天照大神から授かったとされる「三種の神器」等を継承する「劍爾等継承の儀」、天皇の玉座である高御座から天皇が国の内外に向かって即位を宣言する「即位礼正殿の儀」を国事行為とすること、また、天皇が八百万の神々に五穀豊穡を祈り、神々と寝食を共にし、天皇霊の継承によって神格化されるとする「大嘗祭」に国費を支出することに對する反対の意を強く政府に申し入れました。

国家に對する見張りの務めを委託されている教会として、政教分離の原則、国民主権の原則を厳守するよう求める声明を出すことは、教会の責任です。

「恐れるな、小さい群よ」と呼びかけてくださる主は、歴史においていつも、小さい群れを用いて大きなわざを行なわれました。私たちも、教会と国家の主であるイエス・キリストの教会にふさわしく国家に對して責任を果たすことができ、主の栄光が教会を通しても国家を通して表わされるようにと、祈ります。

私たち日本キリスト教団に属する者も、この声明に学び、神からの呼びかけを「時のしるし」として受け止め、天皇「代替わり」問題を信仰の試金石として受け止めていくことが必要だと思えます。

# 「沖繩のことを教えてください」

埼玉大通り教会 沼田祐子

昨春秋にこの原稿の依頼を引き受けた時は、八月に亡くなられた翁長沖繩県知事の遺志を引き継ぎ、辺野古基地建設反対を掲げた玉城デニー氏が県知事選で圧勝し、これから沖繩の民意が汲まれて、辺野古の工事は中止に向かい基地返却へ光が差したように思いました。

しかし政府は一月一四日に反対する市民を排除して辺野古の海への土砂を投入して埋め立てを強行し、翌一五日には辺野古のどさくさに紛れて、高江でも一年二ヶ月ぶりにヘリパット関連工事が再開されました。

安倍首相は「これからも丁寧に説明させていただく」と言いながら、まったく説明などせず工事を強行し、一月六日のNHKの討論番組で、「辺野古の珊瑚は移している」と全くやっていないことを公共の放送で平気で言えてしまうなど、沖繩を馬鹿にしているか重症の虚言癖なのか、沖繩の人だけでなくても抗議すべきことをやり続けています。

二月二四日に「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う」県民投票が行われます。(二月一〇日に記している時点で)これも、苦勞して署名を集め、正式な手続きを踏んで実施される事

ですが、五つの市長が不参加を表明し(自民党衆議院議員の圧力があつたと報じられている)、参加を促すため、「辺野古県民投票の会」代表の元山仁士郎氏が宜野湾市庁舎前でハンガーストライキを行いました。五日目にドクターストップがかかるまでの抗議行動には、応援や誹謗を含めて全国の注目が集まり、そのこともあつて「賛成」「反対」に「どちらでもない」を追加し三択とすることとなり、不参加五市も実施することとなりました。

「沖繩のことを教えてください」は、写真家初沢亜里氏の写真集のタイトルです。初沢さんは沖繩に一年三ヶ月住んで写真を撮り、沖繩の事を知っていくうちに本土の人が「沖繩のことをわかってます」なんて言っただけでいいと思わされたことから付けられたタイトルです。私もいろいろ沖繩と関わる中で、「沖繩ってこうだから・・・」とわかったふうに言えないことを痛感しています。

この原稿を書くこととしていた数か月間にも次々と沖繩の人々の気持ちを逆なでするようなことがおこり、そのたびに抗議し、気持ち奮い立たせ、次に向かってくるのです。

私の教会では、長い年間主題聖句に「一つの部分が苦しめば、すべての部分が共に苦しみ、一つ

の部分が尊ばれば、すべての部分が共に喜ぶのです」(コリント一・二・二六)を掲げていました。日本の都道府県の中でなぜ沖繩だけ？という事が次々おこり、それもアンテナを張っていないと分からないような形で犠牲を強いっている苦しさと、共にあることができよう、「沖繩のことを教えてください」という気持ちで、正しい情報をつかんだり、現地に足を運んだりしていきたいと思います。

## 各教会の社会活動

- 第二回社会活動委員会で報告された中から抜粋したものです。
- 大宮教会(相島兄)
- 「平和を語る会」で、すいとん食事、九条せんべい販売。ビデオ上映・戦争体験を聞く。● 災害救助募金● キングスガーデンワークボランティア● 署名活動● 古切手収集● 災害対策の検討
- 和戸教会(大下兄)
- 「平和を考え祈る会」日中戦争のビデオを視聴し話し合う。● 町主催「ゴスペル体験ワークの会」会場提供● 毎月の壮年会で「諸社会問題」に意見交換● 署名活動● 教会コンサートで地域との交流

- 上尾合同教会(阿部兄)
- 「平和記念集会」ビデオを見て意見交換(参加者五〇名)● 毎月社会委員会● 九条センター主催「平和の集い」に参加。教会割り当ての缶バッジ二〇個完売(一個三〇〇円)● 救援募金● 署名活動
- 埼玉和光教会(岩井田兄)
- 伊藤朝日太郎氏を招いて「憲法・平和」学習会● 山谷兄弟の家伝道所、日本キリスト教海外医療協力会へ支援● 東日本大震災、熊本・大分地震被災地支援● 和光市心身障害児・者を守る会へ支援。● 九条煎餅販売し、「止めよう戦争への道！」へ支援。
- 行田教会(清水牧師)
- 地域の市民運動に参加● 地元選出野党議員と「語り合う会」を主催する。
- 埼玉大通り教会(沼田姉)
- クリスマス前にチャリティーマーケット開催。テーマ「みんながクリスマス・新年を暖かく迎えるために」古着募り支援。収益金を越冬支援・難民支援七団体へ寄付。
- 所沢みくに教会(稲兄)
- 毎月一回読書会(「バルメン宣言」等)・斎藤小百合氏を講師に「憲法について学ぶ会」(出席者三〇名)● 八月の月間、こども教会の「聖書のお話」は平和をテーマにお話される。
- 川口教会(本間牧師)
- 八月二二日(日)教会員による

## 社会委員会報告

- 第二回社会活動委員会及び第四回社会委員会
- 一〇月一四日(日)上尾合同教会
- 活動委員会(出席者二名)
- 内容・各教会の社会活動報告等
- 社会委員会(出席者一〇名)
- 二・一一集会について準備
- 「埼玉の夜明け」編集他
- 第五回社会委員会(出席者九名)
- 一月二〇日(日)岩槻教会
- 内容・本年度のまとめと新年度に備えて他

## 編集後記

今年度も最終号に委員を派遣下さっている各教会の社会活動状況を掲載しました。色々な形での地道な活動に感動を覚えます。新年度も地区内いづれの教会・伝道所におきましても参考にして頂けると幸いです。(浅子)